

議案第11号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例制定の件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年鹿児島県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

執行機関	事 務
1 知事	(1) がん患者等に対する妊孕性温存療法及び同療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(2) 鹿児島県営住宅条例（平成4年鹿児島県条例第43号）による旧特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
2 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 住民基本台帳法施行条例（平成14年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中6の項を7の項とし、3の項から5の項までを1項ずつ繰り下げ、2の項の次に次の1項を加える。
- がん患者等に対する妊孕性温存療法及び同療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務を追加するため、所要の改正をしようとするものである。